

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回茨木市地域福祉推進分科会
開催日時	令和5年 6月23日（金曜日）
開催場所	茨木市福祉文化会館4階 社会福祉協議会会議室
議長	玉置委員（職務代理者）
出席者	境田委員、長田委員、入交委員、 田畑委員、塩見委員、小河委員、有明委員
欠席者	津止会長、豊田委員
事務局職員	森岡福祉部長、肥塚地域福祉課長、澤田福祉総合相談課長、 莫根生活福祉課長、石井福祉指導監査課長、長野地域福祉課課長代理、 北川福祉総合相談課課長代理、山本地域福祉課主幹、 山本地域福祉課推進係長
オブザーバー	茨木市社会福祉協議会 福永地域福祉課長
議題（案件）	1. 地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 （第2次）の取組み状況等について 2. 計画策定に向けた市民意向調査の実施結果について 3. 地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 （第3次）の構成案について
資料	次第 資料1 地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 （第2次）の取組状況等について 資料2 地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 （第3次）の構成案について 資料3 茨木市の保健福祉に関するアンケート調査〔一般市民・小学 生・中学生〕報告書 当日資料 茨木市総合保健福祉審議会の諮問について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
司会	<p>皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和5年度第1回茨木市地域福祉推進分科会を開催させていただきます。</p> <p>まず開会に当たりまして、森岡部長より挨拶を申し上げます。</p>
事務局(森岡)	<p>【部長挨拶】</p>
司会	<p>それでは議題に入ります前に、委員の交代について報告いたします。</p> <p>本分科会に参加いただいております、茨木地区保護司会の吉田委員につきまして、本年4月より、新たに田畑委員に委嘱をさせていただいております。</p> <p>田畑委員、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
田畑委員	<p>どうぞ、よろしくをお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>会議に入ります前に、本日のお配りした資料の確認をさせていただきます。</p> <p>【資料確認】</p> <p>それでは、会議に移らせていただきます。</p> <p>本会議の議事進行は分科会会長が行うことになっておりますが、津止分科会会長が急遽欠席をされる旨、連絡をいただいておりますので、当審議会規則第7条第5項によりまして、あらかじめ分科会会長が指名された職務代理者である、玉置委員に本日は議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは玉置委員、よろしくをお願いいたします。</p>
玉置委員	<p>津止分科会会長に代わりまして議事進行をさせていただきます。皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議を始めたいと思います。分科会の会議録は原則公開ということになりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。また、会議録の作成上、ご発言の際はこのようにマイクをご使用いただけますようお願いいたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局(長野)	<p>本日の委員の出席状況につきまして報告いたします。委員総数10人のうち出席が8人、欠席が2人となっております。過半数以上の出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により、会議は成立いたしております。また本日は3人の方に傍聴いただいていることを報告いたします。</p>
玉置委員	<p>それではまず、議題1「地域福祉計画(第3次)・社会福祉協議会地域福祉活動計画(第2次)の取組状況等について」を行いたいと思います。</p> <p>では、事務局からご説明お願いいたします。</p>
事務局(長野)	<p>本日は皆様に事前にお配りをさせていただきました、資料1と別冊資料それぞれございますけれども、表に資料1と右上に書いております、「地域福祉計画(第3次)・社会福祉協議会地域福祉活動計画(第2次)の取組状況等について」につきまして、まず説明をさせていただきます。</p> <p>例年取組状況につきましては、年度の1回目の分科会で報告をさせていただいております。今回、本年度をかねまして新たに計画を作ることになりますので、計画の冊子には、前計画の評価と課題ということで記載をして次の計画につなげるということを考えております。例年でありますと数値を報告させていただくような資料にしておりますが、今回その評価と課題を計画に載せていくことを見越しまして、市、社協それぞれの総合的な評価ということを基本目標ごとに記載をさせていただいております。</p> <p>いったんそれぞれの立場で記載をしておりますけれども、もっと別の、例えばこういう評価も入れたほうがいいのかであるとか、こういう視点で記載が必要ではということがございましたら、またこの説明の後、ご意見をいただけたらと思っております。</p> <p>まず市の主な取組につきましては私から説明をいたしまして、その後本日もオブザーバーで参加をいただいております、社会福祉協議会の福永課長から、社協の取組部分につきまして、合わせて報告をさせていただきたいと思っております。また、事前意見としまして、塩見委員から3点ご意見をいただいております。ありがとうございます。それぞれの議題の説明の中でご意見について触れさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料1の1ページ、「基本目標1 お互いにつながり支え合える」から順に、まず市の取組みについて説明をさせていただきます。</p> <p>基本目標につきましては、今の現計画で1から6まで立てておりまして、それぞれこの基本目標に基づき、施策、取組を分野ごとに書いて</p>

ております。今年度が最終年度ということになりますので、特にこの直近の過去3年間、令和2年度、3年度、4年度の実績を中心に挙げさせていただきます。特に基本目標1の部分につきましては、市、社協とも共通の事項になりますけれども、やはりキーワードは「新型コロナ」だったと思っております。コロナ禍で令和2年度以降様々な制限がかかる中で、この分科会の中でもいろいろと取組につきましても、委員からもご意見いただきました。活動など制限がされている中での相談の難しさであるとか、生活困窮等の相談への対応であるとか、そういったところにつきまして、かなり影響が大きかったところになりますので、評価におきましても記載が必要と思っております。

2ページをお開きいただきますと、「見守り体制・つなぎ機能の強化」ということで、コミュニティソーシャルワーカー、CSWの相談支援の件数をあげております。相談件数ということで、件数を合計しているものですので、支援機関との協議や会議の開催等含めての件数ということにはなりますけれども、令和2年度よりも3年度、3年度よりも4年度のほうが件数が増えているという状況になっております。令和4年度につきましては、14人のCSWで30,392件という実績が上がっておりますので、コロナ禍においても様々な問題は抱えておられる方、困窮も含めた様々な相談に対応いただいたことで、こういった数字になっているところがあるかと思えます。

次の健康福祉セーフティネットの開催状況につきましても、会場の使用制限等があった令和2年や3年に比べますと、4年度は開催回数自体も増えておりまして、また、コロナ禍が終わった後、この辺りの回数というのも大分戻ってきているというところではあります。そういった回数の推移になっております。

次に施策2、本市の福祉事業推進基金についてということが一番下に書かれておりまして、福祉に関して何か役立ててほしいという寄附を市民や団体からいただきまして、基金に積み立てて、様々な事業に充当するというところを行っております。充当状況につきまして、3ページの上にも書いておりますが、令和4年度につきましては、地区保健福祉センター事業、障害のある方の社会参加、合理的配慮に関する事業、防犯関係事業、こちらは各校区へ防犯カメラの取り付けに活用しているということで、その金額が令和4年度につきましては最も多く充当しているという状況でございます。

次に施策3、民生委員・児童委員の活動についてです。民生委員・児童委員につきましては、令和4年度が全国一斉改選の年度でございます。全国どの地区の民生委員さんも令和4年度、正確には令和4年11月末ということになりますけれども、皆さん任期を終えて、改

選をするということでした。本市につきましても一斉改選年度においては、なり手不足の課題が顕著に表れるところでございまして、民生委員推薦委員のご協力もいただき、令和4年度末時点での充足率が、民生委員・児童委員につきましてもは84.8%、主任児童委員につきましてもは一人欠員の96.9%ということになっております。3年ごとの一斉改選ごとにこの充足率自体は減少していくという状況にあります。現在は充足率については数%改善をしておりますけれども、やはり民生委員のなり手不足というところにつきましてもは、引き続き課題となっておりますので、周知等引き続き取組が必要と思っております。

民生委員・児童委員の市民への普及・啓発ということにつきましては、残念ながら令和2年度から4年度、全て新型コロナウイルスの関係で街頭での啓発活動はできませんでした。なお、報告年度ではありませんけれども、令和5年度には、先日、立命館大学で行われた「いばらき×立命館DAY」というイベントの中で、民生委員活動についての紹介する動画を流す、啓発用のウェットティッシュを配るという活動がされました。

続いて3ページから4ページにかけては、更生保護に関するところで、取組についての実績が載っております。この建物、福祉文化会館の1階には、「更生保護サポートセンター」がございまして、各更生保護団体の皆さん相互の会議であるとか、交流等の場にさせていただく、あるいは保護観察対象者の方の面談で活用いただいております。その人数、月平均ということで、令和2年度3年度と少し減っているところが4年度に増えてきております。会議等の開催が大分戻ってきた、観察対象者の方との面談というのも増えてきたということで、月平均の件数が増えている状況です。

次に、社会を明るくする運動ということで、こちらは本市も含め、市内51団体が参画・協力して行っている運動です。こちらも従前は街頭でティッシュ配りをするという啓発活動をずっとやっておったんですが、コロナ禍でできないということで、令和4年度からは街頭啓発に変わって、茨木市内のJR、阪急、モノレールの駅の構内のポスター掲出、あとは市内を走る近鉄バス、阪急バスの吊り広告に、社会を明るくする運動の啓発ポスターを掲載するという取組を実施しております。本年度も7月に入りますと、同じように各駅、バス等にまたポスターを、今年度も掲示する予定にしております。

続いて、基本目標2「健康にいきいきと自立した生活を送る」ということで、こちらは市の取組としましては、生活困窮者への支援というところを主に書いております。6ページをご覧くださいますと、生活困窮者の支援として、新規相談件数を一番目に書いております。令

和元年度には565件だったものが、2年度になりますと2,039件、3年度1,155、4年度1,114と推移をしております。これは新規の相談件数ということでの集計になっておりますので、継続して関わっている方はここに含まれておりません。実際に継続の方も含めると、延べ件数としましては6,000件を超えてくるような状況で今推移をしています。それぞれ特にこのコロナ禍での困窮、あるいは家賃について一定補助しながら就労支援を受ける住居確保給付金という事業の申請が増えてきたようなところから、相談件数が非常に増えている状況です。後で社協からは生活福祉金貸付の話があるかと思いますが、こちらの貸付と合わせて非常に申請件数が増えたというところがあります。相談の主訴というのは、やはりそういった背景がありますので、「収入・生活費のこと」というのが割合として最も多い状況です。就労支援対象者数につきましては、件数としては新規件数に比べると低い数字で推移をしておりますが、こちらは相談でかかわる方々がなかなかすぐ就労につなげられるような状況にない方が多いということ、就労の手前、まず生活リズムを整えるであるとか、就労に向けてのステップを踏まないといけない方が多いということで、長期的な関わりが必要な方が割合として多いというところから、就労支援対象者数自体が伸びていないという状況にあります。それだけ様々課題を抱えている方ですので、長期的な支援が必要ということが表れている部分かと思えます。

続いて、8ページにいきますと、基本目標3ということで、「憩える・活躍できる場をつくる」という取組で書いておりますが、こちらは主に社協さんで取り組んでいただいております部分が多くございますので、市の説明については割愛させていただいて、そのまま11ページに移らせていただきます。

11ページにつきましては、「基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される」ということで、権利擁護に関する市の総合的な評価のところで行きますと、特に今、市の取組で行きます、市民後見人の要請というところ。ただ、受任実績についてはこのページの一番下に記載がありますとおり、なかなか平成30年度以降の受任がとどまっています、0件という状況が続いております。この背景につきましては、やはり市長申立ての案件が市民後見人の対象になりえるわけですが、虐待案件であるとか、何か経済的な部分でのいろいろな手続が必要な方であるとか、実際に市長申立てから市民後見につなげられるケースというものが上がってこないというのが一つ要因ではございます。府内でも、そういった状況にある自治体も多いことから、いったん司法書士などの専門職につないだ後、状況が落ち着いてから市民後見人に

戻すような取組というの、今後進めていかれる話も出てきていますので、本市としては引き続き養成を進めながら、そういったケースが出てくることを期待しております。

国の動きとしまして、今日の議題3の中で計画の位置づけについてお話をさせていただくところですが、「成年後見制度利用促進基本計画」という国の計画が令和4年3月に閣議決定がなされて、新たな方針が示されております。市におきましても、成年後見制度利用促進計画を作成することが努力義務になっておりますので、次の計画では、これを地域福祉計画に包含する形で位置づけたいという話を後にさせていただきたいと思っております。

この件につきましては塩見委員からも、特にこの権利擁護という取組というのが今後非常に重要になってくるのではというご意見をいただいております。高齢の方で身寄りがなくて、でも財産があってというようなケースに対して、誰がどのように関わっていくのかというような事例もある中で、今後権利擁護をどうしていくのかについてのご意見をいただいております。

次回以降の分科会では、この計画の中で成年後見に係る権利擁護の取組について、計画の骨子案を上げていくことになると思います。その中では今の計画よりももう少し具体的に、成年後見制度利用促進計画の求められている相談機能のあり方等々についてもいろいろと機能が求められていますので、そういったところを踏まえて、社協の取組と共に連携、役割分担ということを書いていくようなことになってくるかと思っておりますので、その中でまた詳しく説明ができたかと思っておりますと、また骨子の方針等々につきましては、ご意見をいただきたいと思っております。

続いて13ページにいきまして、基本目標5「安全・安心で必要な情報が活かされる」ということです。こちらにつきましては、市の取組としましては、災害時に関する避難行動要支援者名簿の状況等についての記載をしております。こちらもこの間国の災害対策基本法の改正により、市の努力義務になっております、個別避難計画の作成が求められています。これは先ほどの成年後見等の計画と違って、個人個人がどこに避難するか、誰が支援を行うのかということ、一人一人に合わせて立てる計画ということになっておりますので、行政としての方針を立てるものでなく、この名簿に載っている方、それぞれに立てていくような計画となっております。今、本市では7,500ほどの名簿登録者がいらっしゃいますので、昨年度末にこの個別避難計画という流れも踏まえた制度の周知も含めまして、計画を立てられたいというご意向がおりかどうかという調査をさせていただいております。

	<p>す。こういった調査の結果も踏まえまして、どのように計画を立てていくのか、次の災害に備えてどういった支援をしていくのがいいのかということ、今後考えていく必要があると思います。</p> <p>情報へのアクセスというところでは、障害者分野におきましては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という法律が令和4年に施行されたところでして、情報自体へのアクセス、そこからサービスへのアクセスというところにつきましても、様々な情報が届きにくい方への配慮も求められているところですので、計画全体としては障害分野でその辺りに触れる部分もあろうかと思いますが、情報という点にいきますと、高齢者の方も含めて分野を問わず、課題になるところではありますので、そういったところも今後記載が必要になってくる事項だとは考えております。</p> <p>市の取組としては最後です。「基本目標6 社会保障制度の推進に努める」ということで、生活保護制度の状況と、指導監査、事業所への実施指導等の実績を載せております。</p> <p>コロナ禍の中でも生活保護の申請や世帯者数が増えるというような傾向にはなく、令和4年度の部分だけでいきますと、昨年度、3年度よりも僅かに3世帯減になっている状況です。今後の長期的なところについては分かりませんが、今現状としてはコロナの影響を受けて、生活保護世帯が増えているという傾向にはないところです。</p> <p>指導監査につきましては、令和2年度については、コロナ禍で実施そのものができなかったということがあって、件数自体が非常に少なくなっていますけれども、以降は計画どおりに進めているところです。</p> <p>市の取組につきましては以上です。続けて社会福祉協議会からの取組について報告をいただきます。</p>
<p>オブザーバー (社会福祉協議会 福永)</p>	<p>社協からも、基本目標に沿って説明させていただきます。基本目標1の部分で、3ページの上から二つ目、「地区行動計画の策定」については、令和4年度で11地区の策定になっております。新型コロナウイルス感染症が拡大している時期に、地域の集いを自粛せざるを得ない状況、それから収束に向かう時期にはコロナへの共存とシフトが重なり、地域と理解を深めるための十分な協議ができなかったことも原因の一つではないかと思っております。ただ、地区にて年度ごとに事業計画を立て、コロナ禍の中でも各種サロン事業や敬老会、本来の目的や役割に立ち返って、創意工夫して実施することができたことは、計画作りにつながる貴重な体験となったと考えております。基本目標の施策2について、実績数値としては載せておりませんが、地域福祉推進のための寄附等への理解・促進と有効活用というところでは、賛助会員制度の理解・促進を目指し地区福祉委員会で活字だけの賛助会</p>

員募集のチラシを使い広報していましたが、地区の活動も含め活用方法の明確化を計画にあげていましたので、各地区の活動の様子が分かる写真等を載せ、地区独自の賛助会員募集のチラシを作成して、広報させていただきました。

続きまして、基本目標2については、「施策1 生活困窮者の自立に向けた支援」というところで、こちらにも数値の記載はないですが、コロナ禍で突然の減収や失業などにより、経済的に困窮した方々が生計を維持するために、緊急で生活資金を貸し付けることで、生活を支えるという役割を担ってきましたが、迅速な貸付けを優先することで、必要な相談対応ができなかったため、時間の経過と共に新たな生活困窮者の問題が浮き出てきたこともありました。そのようなときに、市の生活困窮者自立支援事業と連携することで、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活再建のための生活支援や、相談支援を継続して行うことができたと考えております。7ページの上の方に貸付事業のこの3年間の実績が載せてあります。新型コロナウイルス感染症における特例貸付は、令和2年3月25日から受付を開始しております。総合支援資金は、延長貸付け、再貸付けの件数も含んでおります。

基本目標3「憩える・活躍できる場をつくる」では、地域の担い手作り、地域の人材の育成では、ボランティアセンター事業の実績でありますように、8ページの下、令和4年度には13種類の養成講座メニューを実施しております。9ページの上に、様々な養成講座の実績を掲載させていただきました。コロナ禍の中でなかなか多くが集まらなかった現状もありましたが、ボランティアの特技とか、その方の持っている力を活かし、様々な講座を実施できたと考えております。また、9ページの真ん中、3にボランティア交流会、「障害のある人もない人も一緒にボランティア」では、障害のある方とボランティアが交流することで、何か新しい取組ができないかなど、気軽に集い話合う場も設けております。

10ページに「福祉教育の充実」とあります。障害のある方と一緒に小学校、中学校に出向き、その方が普段どんな暮らしをされているかや、障害のある方も地域と一緒に暮らしていることを、地区の福祉委員さんなどとも一緒に学び、当事者の言葉で生徒さんに伝えていただき、質問も受けたりと、当事者との出会いを大切に取り組んでおります。皆が同じ地域で暮らしているんだよ、皆で助け合えることがあるんだよという事を知ってもらい、そこに力を入れて、福祉教育を実施しております。

10ページ、下の施策2の「地域の交流・活動拠点づくりの推進」というところで、ぷらっとホームの設置数が、4年度で10か所とな

っています。令和5年度で33か所という目標がありますが、ぷらっとホーム、全地区にというところで、本当に全地区が必要なのかの検証であったりとか、例えば北の地域でしたら、1か所にあったとしてもどうなのか、この6年間でぷらっとホーム事業を進める中で、様々な地域からの声を聞いています。現在10箇所の地域で、週1回や週2回、実施方法など様々ですが、そうした地区の声も聞き、本当に全地区に必要なのかや、アンケート結果も踏まえながら、次の計画作りに活かしていきたいと考えております。ぷらっとホーム事業を立ち上げには課題もあり、人的な面、経済的な面など、地域とも話をしながら進めて行きたいと考えています。

続きまして、基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」、施策1「権利擁護の支援の強化」について、12ページ下に、社協で日常生活自立支援事業という、精神障害、知的障害、認知症等で判断能力が低下した方々の生活支援を行っており、その事業の中で金銭管理も担っており、契約者数などは掲載している通りになっています。利用を待つ待機者数を掲載しており8人。この計画が始まった頃は20人を少し切る待機者でしたが、待機者は徐々に減ってはきています。権利擁護の推進に関しては、権利擁護センターの設置に向けて社協も取り組みを進めており、日常生活自立支援事業の中で活動する専門員、支援員が成年後見制度の実務には触れていないので、そこは専門職である司法書士と定期的なケース会議を行い、日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いやメリットなども検討会を通して学び、ケース利用者が本当に成年後見制度が必要なのか、違った支援もあるのではなども検討できるよう取組を進めています。次期計画では、権利擁護支援の部分で、社協も積極的に関わっていこうと考えていますので、市とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

「基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる」について、社協では施策2の「災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握」について、災害ボランティアセンターの設置を挙げています。5年前の大阪北部地震の時には災害ボランティアセンター設置し、その教訓を活かして、関係者向けの研修会やボランティア養成講座、ボランティアセンター運営シミュレーション訓練も毎年実施しています。また、地域力を活かして災害に備える福祉活動の実施という点では、平時の顔の見える関係作りが、災害時にも生きる地域力と考え、各種事業に取り組んできています。災害時に支援が必要な方々の個別支援においては、先ほど個別避難計画という話も出ていましたが、社協としては様々な専門職や地域の方々が、普段の関わりのその延長線上に災害時の助け合いがあると考えております。災害時に必要な多種多様な支援を可能

	<p>にする。そうした連携支援ができる取組を次の計画にも反映していきたいと考えております。</p> <p>基本目標6については、日常生活自立支援事業では利用者の半数の方が生活保護受給者であり、市の担当ケースワーカーと連携し支援を行ってきています。また、健康管理など含め日常生活に著しく支障を来している世帯に対して貸付けや、市の担当課と連携して生活必需品等の購入のための資金というのを、生活福祉基金貸付事業により支援をしております。</p> <p>簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
玉置委員	<p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>有明委員さん、お願いします。</p>
有明委員	<p>市民委員の有明と申します。民生委員をしております。よろしくお願ひします。</p> <p>基本目標4の「一人ひとりの権利が尊重される」で、「虐待防止や権利擁護の推進により、要支援者を早期発見し適切な支援につなげる」というところで、市民後見人の養成を推進しないといけないというような評価になっているんですけども、虐待と市民後見人の関係っていうのがちょっと具体的に分からないので、どうして、虐待防止に後見人が必要なのかということ、伺えればと思います。</p>
事務局(長野)	<p>すみません、基本目標の説明と資料との関連が少し分かりづかったと思います。</p> <p>基本目標4の「お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに・・・」と記載がありますのは、この総合保健福祉計画全体の基本目標4として掲げている趣旨を引用しているものです。本市の計画の特性としまして、権利擁護につきましても、私どもであれば地域福祉の部門、あと高齢福祉の部門、障害福祉の部門、健康づくりの部門、それぞれでこの同じ基本目標4に基づいて施策を進めていくというところがありますので、今委員がおっしゃった虐待の防止というところにつきましては、高齢者の計画や障害者の計画の中で相談支援機関と連携して、早期発見して適切な支援につなげる取組を書いております。一方、地域福祉分野の中で権利擁護として取り組むものとして挙げておりますのが、一つは、そういった権利擁護の相談等につながった方々が、成年後見制度を利用することになった際の候補者として、市民後見人という担い手を育成する、あるいは成年後見制度の利用について助成する、といったことを地域福祉分野ではさせていただいております。</p>

	<p>それぞれの立場、分野の中でこの権利擁護の基本目標4を達成しようということで、計画の記載をしておりますので、引用をしているものとしては「虐待防止」とありますけれども、地域福祉の取組として「市民後見人の養成」をあげております。市民後見人自身が虐待案件に関わることは難しいですけれども、一方で、権利擁護という観点で市としては市民後見人養成の取組も進めていますというようなことで、記載をしているところです。</p> <p>今回地域福祉分野の計画の実績を載せており、資料の記載上、少し分かりづらかったと思います。今の説明でよろしいでしょうか。</p>
玉置委員	有明委員さん、どうですか。今の説明でよろしいですか。
有明委員	直接、虐待防止が関係あるっていうことではないっていうことですか。分かりました、ありがとうございます。
玉置委員	<p>皆さんご存じのとおり高齢者虐待防止法の中には、経済的虐待というのがあって、その場合、市長申立てなどでまずは対応するという部分はあると思うんですけれども、虐待とか経済的搾取をしているのが身内なのかそうでないのかいろいろあると思うんですけれども、先ほどそれが一定落ち着いた段階でつなぐこともあるという話でしたよね。恐らく有明委員さん、あるいは境田委員さんはそういう具体的な虐待事例をたくさんご存じの中でのご質問だと思うんですけれども、だから市民委員が、先の説明では、余り直接の関わりがないというようなことでしたけども、必ずしもそうではない。フォローアップしたりするとき、特に経済的な部分で見守りをしていく中で、市民後見人が必要になる場面は当然あり得るということですよ。</p>
事務局(長野)	<p>はい、先ほどの専門職からのつなぎ直しというのは、まだ実際に本市の事例として上がっているわけではなく、今後の方向性の一つということなんです。ただ、確かに今おっしゃってくださったように、虐待が入り口のケースにつきましても、例えば弁護士などの専門職が関わっていかないといけないケースが多いのは確かですので、全く虐待に関係がないかとは言えるかと言いますと、間接的に関わるという可能性はあるという点では、少し説明を補足しておかないといけないところがあるかと思えますけれども、権利擁護と一口に言いましても、虐待による権利擁護が必要な場合もあれば、塩見委員の意見でもありましたような、そもそも身寄りがいない人をどう支援するかという点での権利擁護が必要になってくるケースもございますので、市民後見人がより関わりやすいところで行きますと、例えば身寄りがなく、誰も関わられる人がいない中で、でも本人の状況は落ち着いていてというところが、想定はされやすいところではあります。ただ、様々な形で権利擁護に関わるという点では、関連はしているという言い方にはなると</p>

	<p>思います。</p>
玉置委員	<p>塩見委員さん、この点で何かございますでしょうか。</p>
塩見委員	<p>今言われたように、私の場合は自分の住んでいる地域でそういった方がおられまして、私も地区の会計をしております、毎月毎月自治会とかいろいろお金をもらいに行ったりとか、いろんなことを自治会の会議の内容知らせに行ったりとかしてたんですけど、それが何年かやってるうちにかなり体力も弱ってこられて、全く相続人がおられなかったです。その辺でいろいろと苦労したんですけど、最終的には地域で苦労して弁護士を管財人に選んで、財産、国に返還する手続とか、財産も一般に公募してまた誰か買い手を探したりとか、全部収束するまで2、3年かかりました。そういったことに傍らで関わってましたので、これからも同じような課題のある方も出てくるのではという心配で書かせてもらいました。</p>
玉置委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>高齢化が進んで、単身化も進んでいる中で、今塩見さんがおっしゃったようなケースというのはこれから地域の中で増えていくんじゃないかなというふうに思いますので、権利擁護の取組、また後で計画も含めての話があると思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>他いかがでしょうか。はい、田畑委員どうぞ。</p>
田畑委員	<p>10ページにふらっとホーム事業の数字が出ているんですけども、箇所数しか出ていないので、実際どれぐらいの方がご利用されているとか、利用されている方の年齢ですとか、男女別ですとか、そういう数値もないと全然見えてこないんですけども、その辺はいかがでしょうか。</p>
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	<p>ありがとうございます。</p> <p>今10地区でふらっとホームを実施してまして、どなたでもご参加下さいというふうには実施していますが、多くはご高齢の方、60代70代の方が多いかと思います。ただ、例えば西地区では「パパママふれあいサロン」という形で、小さい子どもさんを持つお父さんやお母さんが集まるという形でもされているので、若い方が集まる場所もあります。特に対象年齢を決めてされている取組ではありませんので、一概には言えませんが、ただ、来られる方は日中お時間がある方なので、高齢の方が多いかと思います。</p> <p>以上です。こんな感じでいいでしょうか。</p>
田畑委員	<p>高齢者の方でも、男性の方はほとんど来られてないような気がするんですけど、その辺はどうですか。</p>
オブザーバー (社会福祉協)	<p>そうですね、やはり女性が多いというふうには聞いています。そうやって集まって話をするのは、どうしても男性よりも女性が多いです</p>

議会 福永)	が、例えば西地区の例でいくと、健康麻雀とってで麻雀をする日を決めてされたところでは、実は女性も多いんですけども、男性も多く来られています。男性が来てもらえる取組も地区でも考えていますし、ぷらっとホームですので、そういったところもまたご意見といただいております。
田畑委員	人数目標とかそういうのはないんですか、特に。
オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)	目標何人とまでは地区で立てているわけではありませんが、ただ、来る人が少ないとさびしいなあというのはある。ただ、少ないから悪いわけではないと思いますし、本当に必要な人に情報が入っているのかなどは課題でかもしれません。思っております。 ありがとうございます。
玉置委員	いかがでしょうか。
田畑委員	わかりました。
玉置委員	確かに10か所ですと。なかなか増えてませんとかっていう説明、毎回なんですけど、その10か所の中で今、田畑委員さんが聞かれたように、どの地区でどんなことが行われていて、どのぐらいの利用者があって、それによって地域がどう変わっていったのかっていう部分の具体的な内容の説明がないため、毎回ぷらっとホームは増えませんが、地域でも検討中ですので終わっちゃうんじゃないですか。 社協の活動計画の中の重要事項なのであれば、もう少し発表の仕方といった部分で工夫されたほうがよろしいんじゃないでしょうか。 その部分いかがですか。
オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)	確かに玉置先生のおっしゃるとおりだと思います。またその辺りはきちっとまとめた上で発表するようにはしたいと思います。 ありがとうございます。
玉置委員	そのほかいかがでしょうか。 長田委員さん、お願いします。
長田委員	自治会連合会からの長田でございます。少しお時間いただきます。 日頃お世話になりましてありがとうございます。日頃地域で自治会活動をやっております、福祉活動の重要性については十分認識いたしておるつもりでございますが、こうして書面をもって具体的計画を見せていただきますと、なおさらただいまから申し上げるようなことについて問題意識を持ちまして、いかがなものかということでご意見申し上げたいと思っております。 何を感じているかと申しますと、地域での福祉活動は今までの延長線上でいいんだらうかということで、常々疑問に思っていました。こうして書面で計画を、また方向性をお示しいただきますと、これだと、こういった内容にしたがって、さらにこれからの福祉活動は充実させ

	<p>ていく必要があるのではないかと、地域を上げてそういうことに取り組む必要があるかなと福祉委員さん、民生委員さんだけにお任せしておくのではなく、地域が一体となってどうしたらそれが実現できるかということで考えてまいりたいと思っている一人でございます。</p> <p>具体的に申し上げます。３ページに地区行動計画を策定している地区数と【社会福祉協議会】となっておりますが、前回は申し上げたかもしれませんが、茨木市全体で何地区ありましたかね。</p>
<p>オブザーバー (社会福祉協議会 福永)</p>	<p>３３です。</p>
<p>長田委員</p>	<p>３３。実績としては一つ増えたので、増えたという努力は評価すべきだと思うんですが、３３もあればせめて３０とか、もうあと一つ二つしかそれもここ１年、２年のうちにやり遂げますというふうなことになるべきなんではないのかなと。しかし、現在１１ですから、すぐに３０はとても無理ですので、やっぱりそういったことが実現するために福祉部の皆さん、そして社協の皆さん、私は直接の管轄は市民文化部でございますので、この後、アンケートの結果も見させてもらって、こういった内容を自治会、連合会の役員会議の中でも伝えまして、どうあるべきかということを取り組んでみたいと思う次第なんですが、さらに賛助会員の募集につきましても、完璧とは言えないものの、積極的に各地域で取り組んでいることだと思うんですが、足りないぐらい使い切ろうよと、余っているってどういうことと、ちゃんとした活動できてへんの違うのというようなことが、私が地域で憎まれ口をたたいている一人なんですが、そんなにいらんのやったら集めへんと。それと集めているのは自治会始め自治会の役員さんですよと。分かってるか。それをさも市から自分たちがもらって鬼の首取ったように言うなど。一緒になってどうしたら使い切れるかということ相談しようよというふうなことで、日頃の生々しい話を申し上げて恐縮なのですが、そういった意味でこれからの福祉活動がどうあるべきかということについてぜひご指導いただいて、内容が充実できますように敬老会始め、いろんな活動、行事に取り組んでもらっていることは十二分に分かっておりますので、ありがたいと思っておりますが、果たしてそれだけでええのだろうか、もっともっとやらんといかんこといっぱい書いてあるやんかと。それを地域に任せていつか出てくるやろうという計画ではなしに、市で指導性を発揮していただいて、ぜひ、近々この活動計画が充実した内容で、どんどん増えていくようにできないものかなと。余りしゃべりすぎますと私の属しています地域の恥をさらすことになりますので、それはもう申し上げたくありません</p>

	<p>るので、返って担当してくれている皆さんに迷惑掛けることになりま すので、この程度にさせていただくんですが、何とかこの福祉計画、 福祉活動が充実できますように、一層頑張りたい、そして、皆さん方 にもぜひご指導いただきたい、こんなふうにして、ある意味決意表 明のようなことになって恐縮ですが、どうぞご指導いただきますよう によろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p>
玉置委員	<p>どうも、ありがとうございます。</p> <p>この点につきましていかがですか。</p>
オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)	<p>日ごろご協力いただいてありがとうございます。</p> <p>地区の行動計画なんですけども、また今日いただいた意見を踏まえ、 33地区とまではなかなかいかないとは思いますが、この最終年度の 令和5年度でまた福祉委員長ともどもご相談させていただきながら、 策定に向けて努力をしていきたいと思っております。</p> <p>あと、賛助会員もご協力いただける、声を上げていただけるという ことですので、社協の職員とも共有して、これからの活動、取組に精 進していきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
境田委員	<p>先日、私の地区で、民生委員の定例会があったんですね。社会福祉 協議会から敬老会についてのお話がありまして、今年は福祉委員長連 絡会、33地区で打合せされる中で、従来の敬老会、式典とか余興す るっていうことを引き続き続ける地区と、高齢者を敬う会として、何 か記念品をお届けすることを検討している会という形で、それぞれの 地区に任されているというお話なんですけども、何て言うか、社会福 祉協議会が地区の自治連合会とか、福祉委員会に大変遠慮されて、負 担をかけないで、楽なほうに楽なほうになんとなし、誘導されてい るのかなというような、ちょっとそんな気持ちがしまして、皆さん活動 している中で、それぞれ愚痴っていうか、大変なことはあると思うん ですけど、記念品を差し上げるだけの敬老会と、余興というか、皆さ ん集まっていたいただいて、皆さん楽しんでいただいていた敬老会、これも はっきりそちらがいいと思うんですね。私ども民生委員も敬老会のお 手伝いで、大変は大変なんですけど、やはり1年の行事の中で敬老会 っていうのは、かなりのビッグイベントだと思っていますので、この 辺のところ、私が言っていることはちょっと間違っているかも分かり ませんが、その辺のところをお聞きしたいです。</p>
オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)	<p>ありがとうございます。</p> <p>高齢者を敬う事業という形で令和5年度実施をしていただくってこ とになり、確かに地区によって記念品、ただ記念品を渡すだけではなく て、顔を合わせてお渡しをすることができたりとか、そうではなく</p>

	<p>集まって余興をするなど、地区がどのようにこの事業を行うかは、地区のやり方でやっていきたいと思いますということをお願いをしております。確かに集まったほうがいいよ、いやそれよりもコロナなんで記念品をお届けして、顔をつなげようっていう、いろんなやり方があると思うんですけども、そこを尊重してやらせていただいているところでもあります。賛否はいろいろあるかとは思いますが、高齢者を敬う事業っていうことで、各地区の特色といいますか、やり方っていうのをもう少しやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
玉置委員	境田委員いかがでしょうか。
境田委員	<p>もちろんそういう話になると思うんですね。地区でも話しているのは、それぞれの地域活動協議会があって、その中に福祉委員会があるんですけども、それぞれの委員会は委員会の権限をもって進めるということで、活動協議会として敬老会なり高齢者を敬う会をやるというような、そういう場所がないのがちょっと困ったなというようなことを地区では話しています。</p>
玉置委員	<p>なるほど。</p> <p>地区福祉委員会だけじゃなくて、自治会もみんな含めて、どう地域で考えていくのかという部分が必要だというご提言でしょうか。</p> <p>これに関連してなんですけど、例えば、今感染症の分類で言うと、新型コロナウイルスの類型が2類相当から5類に移行したわけですね、5月8日から。だけど巷ではまだコロナが広まるリスクがある。特に敬老会などではもちろんハイリスクな高齢者の方たちが集まる場であるというところで、もちろん見合わせるという場合、見合わせるという言い方はおかしいですね。式典ではなくて、記念品を配ってというふうな形で考えるところもあると思うんですけども、ただ、社会福祉協議会なり市として、もし、会合をする、式典をするというふうな選択をする場合には、どういうガイドラインで感染予防をするとか、そういった部分の何か提言というか、そういったものはあるんですか。</p>
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	そうですね、特にはございません。それは社協としてということでもよろしいですか。
玉置委員	はい。
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	福祉委員会活動のガイドラインということで、3密にならないとか、そういったことをお伝えさせていただいているとは思いますが。敬老会はこうしてくださいというふうなものは、感染予防に配慮してついで

	うところ。お願いをしているところではあります。
玉置委員	だからマスクはもう外してもいい、自由だという時期に入ってきていますけれども、ただハイリスクの人たちが集まるときに、本当にマスクなしでいいのかとか、あるいは手指の消毒をどうするのかと、本当に仕切りがなくて、パーテーションみたいな仕切りが今お店とかでもなくなっていますけど、そういうものがなくてもいいのかとか、いろいろ考えるとこころはあるんじゃないかなと思います。
オブザーバー (社会福祉協 議会 福永)	そこはまた検討させていただきます。 ありがとうございます。
玉置委員	よろしく願いいたします。 長田委員お願いします。
長田委員	すいません、私ばかりしゃべるようで恐縮なんですけど、お話をお聞きしまして感じましたこと、ご提案申し上げたいと思います。 ますます高齢化社会であります。そんな中であって、敬老会一つとって見ても、敬老会という名称か、それに変わる名称にするかはそれはそれぞれあってもいいことだと思っておりますが、先ほども境田さんおっしゃいましたように、何か地域ごとにだんだん活動の内容が力が入ってないと言いますか、薄まってきてると言いますか、高齢化社会に対して、市の方針があるはずですし理念があるはずですし、こうあるべきだという指針もあるはずなんです。それに基づいて、計画は作られるべきでしょう。お任せで何か敬老会なくなるよと、そんなんちよと待てよと。私の属します地区では、今まで高齢者活動センターでやらせていただいていたんですが、そこでは場所が手狭になってきたんで、小学校の体育館をお借りして、今年からやらせていただく。そして体育館の放送施設も少し老朽しているんで、新しくしてでもその会場設営に備えようということで、昨年あたりから準備が進んでおります。そういうことなんで、しかし、その内容どうなるかなと厳しい目で見えていくつもりであります。また、提案もしていくつもりであります。そういったことで、そういった意味においても、市の指導性と言いますか、方針と言いますか、お示しいただくということがやっぱり必要なんではないでしょうか。お任せっきりというのはちょっとやっぱり私たちとしてはいただけないなと、どうなってんのかなというように感じもありますので、大変言いにくいことを申し上げて恐縮なんですけど、ぜひお願いしたいと思っております。 ありがとうございます。
玉置委員	いかがでしょうか。

事務局 (森岡)	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>来年度に向けて計画の策定ということでございますので、皆様からいただきましたご意見をできるだけ反映をさせていきたいと考えております。もちろんご高齢の方、地域福祉の中でも様々な分野ありますけれども、高齢者の方の出番、活躍の場の創出というのは、非常に重要なことだと考えております。ただ、もちろん基本的なこと、ベーシックなところ、必ず外してはいけないところというのは、もちろん計画の中には盛り込んでまいりますけれども、やはり市民の皆様いろいろなご意見があります。また、地域性と言いますか、その地域の社会資源というようなところにも、それぞれ特色があるところもありますので、そういったところも踏まえ、皆様のご意見も反映させながら、基本的なところはしっかりと押さえていくことが大切と考えております。</p> <p>また引き続きご意見、よろしくお願いいたします。</p>
玉置委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>国でも地域共生社会の構築とか、あるいは地域包括ケアシステムという形で、地域をベースにした福祉をということが今の主流になっておりますけれども、先ほど長田委員さんがおっしゃったことは、多分こういうことじゃないかと私推測しますが、地域も大変なんですよ。というのは、高齢化が進んでいる。今まで担い手だった人たちが逆にサポートが必要な状況になっている。じゃあ加入率はどうか。加入率は下がっていく。入らない人も多くなっている。でそれこそ高齢者が高齢者を支えるような状況に地域がなっている中で、我々はそれでも地域に期待をかけるわけですよ。だから長田委員さんが先ほどのような決意表明をされて、あるいは叱咤激励をしてくださっている。境田委員さんからのご意見があった、あるいは有明委員さんからのご意見もあったという形で、やっぱり地域の声ですね。地域のしんどいという思いも受けつつ、計画を考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次の議題に行かせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、議題2、「計画策定に向けた市民意向調査の実施結果について」に移りたいと思います。事務局からご説明お願いいたします。</p>
事務局 (長野)	<p>別冊資料を基に説明いたします。この2月に行いました分科会におきまして、単純集計の数字につきましては、いったんお示しをしておりますので、簡単に触れさせていただきます。</p> <p>このアンケートにつきましては、先ほど長田委員からもありました</p>

けども、様々な見方が、それぞれ関わってくださっているお立場の中で見られる結果になっているのではないかと考えておりますので、これで結果を確定させるものではなく、これをまた一つ基礎資料にして、次の計画につなげていくということを考えるために、今回このアンケート実施しておりますので、そういったところでまたそれぞれこういった見方ができるのではというところのご意見ございましたらお聞きしたいと考えております。

塩見委員からも事前のご意見の中で、6年前にも同じような項目で計画策定前にアンケートを実施いたしました。そのときとの比較をしながら、計画にも記載が必要ではないかというご意見をちょうだいしております。計画の中で6年前と比べてこうだから、引き続き進める、あるいは少しやり方を変えるというような記載が必要と考えておりますので、またアンケート調査結果を活用したいと考えております。

1ページを見ていただきますと、調査概要の調査項目としまして、一般市民の方への調査、こういった質問内容を行ったかということが、一覧として載っております。前回こちら単純集計でお示しした際には、主に地域福祉部門の項目を中心に報告させていただきましたが、今回のアンケートにつきましては、健康に関する意識や行動というところの項目も合わせて聞いております。体重であるとか血压の状況、かかりつけ医があるかどうか等々含めて、また、自殺対策計画の関係もあり、ストレス、不安、睡眠というところにつきましても、今回調査項目を設けておりました。

3ページを見ていただきますと、今回の調査の結果につきまして、載っております。こちらも前回速報値ではお伝えしたところですが、3番、調査設計及び回収結果というところでいきますと、一般市民、18歳以上の市民の方に無作為抽出で行って、郵送で今回アンケートをお送りしました。配布したのが2,250人で、有効回答数が1,174.52,2%という回答でした。今回は郵送での回答と合わせて、Webでの回答ということも初めて行いまして、全体の4分の1の方がWebでの回答ということもありましたので、やはり情報というところで行きますと、インターネットやスマホというところは、この6年間で活用方法が変わってきていますので、時代の流れかと思えます。結果につきましては、ご覧いただくとおりではありますが、属性の部分だけ確認しますと、5ページ、年齢ということで、どの年齢の方がお答えいただいたかということが書いてあります。今回Webでの回答を行ったこともあってか、均等に各年代の方からご回答いただけたと思っています。そして、6ページ、居住地ということで、お住まいの小学校区を見てもみますと、こちらも各圏域から大体均等に回答いただ

いているという状況にあります。

全体の方針として主な部分に触れますと、大分ページが飛ぶんですけども、まず49ページ、こちら地域とのつながりや支え合い、助け合い活動の状況ということで、このページ以降が地域福祉に関する項目となっております。前は単純集計で数値だけでしたけれども、今回は性別と年齢別のクロス集計をしておりますので、一定その年齢層ごとの数値が見られるようになっております。近所付き合いの状況でいきますと、6年前とやや消極的になっている結果にはなっております。家族ぐるみでの付き合いをするという割合が少し減って、近所付き合いしないという割合が一番上の全体のところで見ますと10,5%、白黒で見づらいんですが、10,5%の方が近所付き合いはしないとなっております、これは前回より6ポイント上がっています。ただ、年齢別で見ますと18歳から29歳の方、大分若い年代の方のうち、23.7%が近所付き合いをしないということで答えておられまして、ここが押し上げた結果だったのかと今回このクロスで見分るところであります。若い年代の方の地域とのつながりということが、確かに近所付き合い自体が大分減っているという状況が、この6年間の中であったということが出ています。ただ、コロナ禍を含めまして大きく減退したかというふうにいきますと、ほかの各項目見ましても、この6年間で激減したという傾向がなかったのは、一定やはり引き続き必要と思っておられる方の割合というはあるのだなというところは、今回のアンケートの中でも分かってきたところです。それが示されていますのが次の50ページの地域での支え合い・助け合い活動の必要性というところ。そういった支え合い・助け合いということは必要ですかという質問につきましては、全体でいきますとやはり多くの方が「とても必要」、あるいは「ある程度必要」ということで回答されています。8割以上の方が、必要性は感じておられますので、機会自体はないけれども、活動の必要性というのは感じておられるという状況は引き続きあるということが分かるかと思っています。

次に70ページをご覧くださいますと、今後のボランティア活動への参加意向ということで、何らかの形で関わりたいという方が、全体の7割おられるという結果となっております。年齢によっても少し差はありますが、多くの方、そういった機会があれば、あるいは誰かと一緒ならやってみたいというような意向を示しておられることも、地域活動を進める中でも重要な部分ではないかと考えております。

次に71ページ、情報の入手先というところで、前回の分科会でもご意見があったかと思えます。市の福祉に関する施策、事業に関する情報の入手先としましては、依然、広報誌が一番多いということにな

りますが、年齢が高い方であればあるほど、広報誌と回答される方が多いですが、6年前と大きく違いますが、インターネットと回答した方が各年齢層ともに増えている。SNSは、やはり若い世代についての回答数がかなり増えているというところは、この6年間の中での情報、DXというところに関連はしますが、情報の入手・活用方法ということが変わってきているということだと思っています。

そういった中、90ページ以降ですが、こちらも前回の分科会の中でいろいろとご意見もいただいたところではあります、無作為抽出をした一般市民の方への調査ですので、福祉に関連があるなしに関わらずお聞きしている中で、本計画にあげている各事業、制度の認知状況ということが、前は数字だけでしたけれども、年齢、性別順にクロスをかけたもので、順に記載しております。詳細は申し上げませんが、例えば90ページ、健康福祉セーフティネット、各小学校にCSWが実施している会議ですけれども、60歳以上の方につきましては、聞いたことがあるとか知っているという割合が増えてきている状況にあります。この辺りは見守り活動を含めて、民生委員さんなどにより、認知度が、特に年齢の高い方については増えていっているというような状況かと思えます。

98ページですが、今回それぞれの項目につきまして、各施策に認知度と周知度ということで、分けて結果を記載しています。認知度というのは、「内容まで知っている」、「大まかなことは知っている」と回答された方の割合、周知度は、「名称を聞いたことある程度」も含めての数になっていまして、やはり一番多いのは成年後見制度、制度が実施されて年数がたっていますので、徐々に周知が進んでいるということ、各相談に係るセンターの名称につきましても、名称は聞いたことがあるという割合というのは、増えてきているように見ました。同じく社会福祉協議会の部分につきましては、99ページ以降、こちらも傾向としては、やはり高年齢、60歳以上の方で「知っている」と回答された方の割合が、全体的に多いような状況になっていまして、こちらも同じく周知度と認知度を107ページに記載しております。特にサロン、子育てサロンやいきいきサロン、あるいは先ほどお話もありました、敬老会、地域の中で長く行っている事業につきましては、周知度が上がっているような状況です。

すみません、一つ飛ばしてしまいました。民生委員さんの周知につきまして、61ページに戻ります。民生委員・児童委員制度の認知状況ということで、こちらも認知度については前回よりも上がっている状況です。年齢別でのクロス集計で見えますのは、60歳以上の方の「活動内容を含めて知っている」という割合がとても増えているとい

	<p>うことです。これはやはり高齢者の方を中心に民生委員さんが見守り活動をしていただいていますので、そういったところで高齢の方への認知度というのは非常に高いということ。コロナ禍でも活動を継続いただいておりますので、各民生委員・児童委員の方々の活動の成果ではないかと考えております。</p> <p>非常に駆け足ですけれども、またそれぞれの委員の皆様のお立場で、お気付きの点がありましたら、ご意見をちょうだいしたいと思います。以上です。</p>
<p>玉置委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>いかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。今ご説明があったところ以外の項目でも構いません。</p> <p>ちょっと時間つなぎでなんですけど、77ページのところです。 「健康や福祉に関して困った時の相談相手」という項目がありました。 「問54 あなたやご家族が健康や福祉に関して困った時に、相談している相手を教えてください。」ですね。家族・親族が73,1%で最も多く、次いで友人・知人が38,1%、医師・歯科医師・看護師が30,2%というふうになっていて、この福祉関連の窓口ですね。 こういう結果となっておりますけれども、特にそうですね、例えば18歳から29歳のところで見えていきますと、ほぼ専門職、あるいは窓口のところですね。0,0が並んでおりますが、ただ、最近特に話題になっているヤングケアラーの問題など、若年層の方たちが、福祉問題の当事者でないとも言えない、あるいは先ほど話題に出ていた虐待等もあるわけですよ。そうすると、その方たち、もちろん若年層だけではないですけれども、困ったときの相談相手としてなかなか相談窓口は敷居が高いという状況が続いているのはここでも見えてくると思うんですね。</p> <p>先ほど気になったんですけれど、計画の評価のところでは情報を活かして安全・安心に暮らせるというところで、障害者のところでは法律もできたから、これから考えていくけれども、地域福祉のところでは、災害時、非常時のことを考えるというご意見、方針ということで伺いましたけど、普段からなじみのないところでいざというときに頼るかって言ったらどうなんだろうかっていうところはあると思うんですね。もちろん災害時には大々的に災害ボランティアセンター立ち上げましたっていう情報があって、そこに情報が、もちろん民生委員さん始めとして、ご協力いただいて集約してくるといふ地域の力はあるとは思いますが、一般の人たちが、普段地域とのつながりが余り強くない人たちが、いざ困ったっていうときにじゃあそこに駆け込んでくるかっていうと、なかなか敷居が高くなるんじゃないかってい</p>

	<p>うふうに思うんですね。だからやっぱり普段から高齢者も障害者も、それから子どもたちもいろんな人たちが情報にアクセスできる、あるいはサービスにアクセスできるというお話が先ほど事務局からありましたけれども、その体制があつてこそ、非常時にもということになるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
事務局(長野)	<p>ありがとうございます。</p> <p>おっしゃるとおりで、非常時ということであれば、結局平時の取組をいかにするかということがセットになってくると思っております。特に今。個別避難計画の作成が国に求められている部分につきましても、やはり普段から自分がどこに避難したらいいのか、どんな備えをしたらいいのかということを、確認する作業のきっかけでもあると考えているところがあります。そういったところを含めると、非常時にいきなり相談できるのかとなりますと、私どもも平成30年の地震のとき見ましても、非常に情報が錯綜したところがありますし、本市につきましても、個別避難計画等々についても皆さん関心が高いのは、やはり身近で直近に地震があつたというところもあろうかと思っておりますので、平時の情報伝達の方法は、障害分野では障害に応じたアクセスをとということもありますけれども、この総合保健福祉計画全体では、それぞれの立場での情報の伝達の方法ということは、各分野とも記載することになろうと思っておりますので、災害時に限らず、平時の部分についても何らか記載が必要だと考えています。</p> <p>以上です。</p>
玉置委員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ぜひお願いしたいと思えます。</p> <p>でも悪いことばかりじゃなくてこの意識調査のところ見ていきますと、ボランティア活動への参加意向ですとか、それから地域での支え合い活動の必要性ですとか、そういったところの必要度、あるいは参加意向については決して低い値ではないということですよ。</p> <p>ですから、もちろんきっかけはいろいろあつていいけれども、やっぱり地域とつながるというチャンネルがたくさんあつて、それはもちろん対面の場合もあるでしょうし、SNS等の場合もあるでしょうけれども、その中でやっぱり地域とのつながり・支え合いなどがこれからも継続していくように働きかけを続けて、そういう努力をしていくということをしていかなければいけないのかなというふうに思いましたけど、いかがでしょう。</p>
事務局(長野)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そのとおりだと思いますし、まだ計画の中では、まず地域福祉部門中心には書いていきますけれども、各分野含めての計画っていうのは</p>

	その辺りもできるだけばらばらというよりは同じ方針の中で立てていくものになると思いますので、またその中で骨子案等お示しする中でご意見をいただけたらとは思っています。
玉置委員	実働部隊たる社会福祉協議会はこの調査結果を踏まえてどのようにお考えでしょうか。
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	先ほどぷらっとホームの話もあったと思うんですけども、今開設している地区が10か所にあります。その地区ごとにこの集計でどういった意見を持っているかということもあがってくると思いますので、そうしたことも参考にして、誰もが集える場所、そういうつなぎの場にぷらっとホームがなっていけばなというところもありますので、アンケートの結果も踏まえて、次の計画に活かしていきたいと考えております。
玉置委員	いかかがでしょうか。 有明委員さん、お願いします。
有明委員	すいません、私も2回目になりますけれど、私はこのアンケートと先ほどの活動計画の取組状況の間に違和感があるのは、アンケートで小学生、中学生の意見を聞いていただいているし、子育て世代の意見も聞いていただいているのに、計画の中に子育てや子どものことが見えない、姿が見えないっていうことで、以前にも質問させていただいていることなんですけれども、資料の裏面に市の総合保健福祉計画の構成案が示されていて、私たちはその地域福祉計画のことについて検討しているっていうことなんですけれども、この福祉計画の中に、あえてその言葉が省かれてるということがすごく違和感がありまして、私たち民生委員・児童委員なんですけど、茨木市で十数年前に虐待による乳児の死亡の事件がありまして、それを反省して、その当時、大阪府が、政策がいろいろ変わって、子どもさんに対する情報が府の保健所にあったけど茨木市になくて、校区を引っ越しされたりとかしていて、周りのご近所の方とかそれからその前まで見守りしていた民生委員さんの見守りがつなげなかったとか、そういうことが重なって、そういう事件になったっていうことを反省して、地域の見守りが必要であるっていう、そういう反省の下に、児童委員として、子どもの見守りもするっていうことで、高齢者だけの見守りだけではなく、子育て世代の見守りもするという役割をプラスしているんだよということ、以前からの民生委員さんも見守りの対象を切り替えていくっていうことを、年々積み重ねていってるんですよ。民生委員の改選もありましたし、高齢の方が辞められた分、結構若い民生委員さんにも入れ替わって行って、やっぱりその方たちの関心は子どもさんが近かって

	<p>ということで、その辺りを見守れる体制になってきたってということなんですけども、こちらの資料1の表紙の文章でも、地域の一人暮らしの高齢者等の見守りだけじゃなくって、子育て世帯の見守りもやってますよっていうことを、一言書いていただけたら、福祉の範囲が高齢者だけじゃないっていうことを、理解していただけるかなっていうふうに、多分書いてくださっている方の意識の中にないわけではないけど、言葉に表れてないことで、だんだん薄れていくような気がしまして、高齢社会なので高齢者の方のことも大変重要なんですけど、生活困窮者の方たちのことも増えていきますしとても大変なんですけど、その隙間で若い子育て世帯の方が一人一人大変な、お金に困ってなくても時間がなくて、料理する技術がなくてご飯作れなくなっっていうので、子どもさんたちが栄養不足でっていうこととか、愛が薄くなっっていうこととかで、そのしわ寄せが来ているっていうことも理解していただいて、考えていただけたらと思っています。多分、民生委員で行っているサロン活動の中に、子育てサロンっていう大事な活動があって、そこにやっとコロナが明けて子連れの、子育て始まったばかりのお母さんたちが来てほっとされているっていうことは、とても大きいことだと思うので、そこが福祉ってこういうことをやって、皆さんに関係ないことじゃないんですよっていうことを表していただくと、福祉って自分たちと関係あるんだな、我がこととして捉える意識っていうのが、醸成されるのではないかなと感じましたので、できればお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
玉置委員	<p>現場の民生委員さんからのご提言として、地域福祉計画において、子育て支援ですかね、見守りですとか、そういった部分に対する言及が少ないのではないかというご指摘だったと思いますけれども、この点いかがでしょうか。</p>
事務局(長野)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>前回もおっしゃってくださった、計画の枠組みの部分でいきますと、確かに先ほども見ていただいていた今日の資料の裏面、構成案を見ていただきますと、「茨木市総合計画」という一番大きな計画の中で、私どもの総合保健福祉計画でもっている部門と、庁内関連計画として次世代育成支援行動計画。こちらが子ども育成部の計画なので、子どもの部門の様々な施策はこちらで中心に書かれていて、市全体としては、その取組をという話もさせていただいたところですが、ただ一方で、地域福祉を含めて福祉の部門につきましても、やはり民生委員さんはおっしゃるように児童委員も兼ねておられ、先ほどあった虐待に関する通告等でもご協力いただいているところですし、生活困窮とい</p>

	<p>う視点におきましても、貧困の連鎖というところで、学習生活支援事業、学習に対しての支援が必要であるとか、子育て世帯で生活に困窮されている方も当然対象にはなってきますので、あえて書いてないわけではなくていうところもありますから、そういった子ども部分についても、民生委員・児童委員のかかわりなど、その辺りの記載はもう少し書けるようなことで考えられたらと思いました。</p>
玉置委員	<p>書けたら書きたいではなくて、最近話題になっているのがヤングケアラーの問題でしょう。ダブルケアの問題もあるわけでしょう。保育と介護が並行してという世帯だってある。それから今おっしゃった貧困児童の問題だってあるわけですね。その中で、それは次世代でやりますからこちらはなしですという話にはできないと思うんですね。ましてや先ほどご指摘もあったように、児童虐待で亡くなったという事件は、先ほどおっしゃった1件だけではないですよ、今までに。何回も私たちは悔しい思いをして、今度こそと求めてきたはずなのに、実際計画を立てるときに総合保健福祉計画はこの分野です。庁内関連計画に子どもは入っていますからって、いかなるものでしょうか。もちろん、行政内の事務分掌があるということは重々承知していますけれども、じゃあ次世代行動計画と、どう連携してダブルケアの問題に関わっていくのかとか、ヤングケアラーの問題に関わっていくのかという視点は忘れちゃいけないのかなというふうに思いますけれどもいかがですか、それでよろしいですか。</p>
事務局(長野)	<p>確かに関連する計画はそれぞれある中で、数値目標であるとか、施策というところについてはそれぞれの所管になりますけれども、関わっていないわけではもちろんありませんので、計画での伝え方と言いますか、計画の書き方の部分につきましては、確かにもう少し書ける部分もあるとは思っていますし、施策として福祉部としても子どもは一切関わっていないわけではもちろんございませんので、その辺りは書き方の工夫ができたらと思っております。</p>
玉置委員	<p>それは次世代だけではなくて、例えば人権施策推進計画でもそうですし、地域防災計画でもそうですし、関連計画とのリンクみたいな部分はもしかしたらもうちょっとちゃんと書かなければいけないかもしれませんね。</p>
事務局(長野)	<p>そうですね、障害児福祉計画という計画が障害福祉分野にあります。こちらは次世代育成計画の部分を一部抜粋する書き方を現計画ではしているんですが、そういったところで明らかに施策としてリンクする部分の書き方については、工夫が必要だと思います。</p>
玉置委員	<p>委員さんからもご提言で検討させていただく。いかがでしょうか。</p>

有明委員	<p>ありがとうございます。ぜひご検討をお願いします</p> <p>例えば、子ども食堂が各校区で結構頑張っておられると思うんですけど、これは社協さんの、市の施策でもない。子ども政策課がされているっていう感じなんですね。</p> <p>いろいろと、こっちがやっていますからこっちはやらないじゃなくて、先ほどおっしゃったように連携しているっていうのが、表せるとすごく嬉しいなっていうふうに思いますのでよろしく願いいたします。</p>
玉置委員	<p>子ども食堂も全国でも数が増えている、非常に重要な活動なんですけど、子ども活動について社会福祉協議会に対する問いかけもありましたけど、どのようにお考えでしょうか。</p>
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	<p>先ほど有明委員からいただいたお話の中で、子育てサロンという形で各地区で未就学の子どもさんとその親御さんと一緒に集うサロンを実施させていただいております。コロナでなかなか開催できなかったんですけども、久しぶりに顔を合わせて、地域に帰ってもこの間来てたねっていう問いかけをしたりとか、あとは保健師さんに来ていただいてちょっとした相談をできる場にもなっております。先ほどといたしましてもそういった辺りの計画の中でなっていくのかっていうところはまた検討していきたいと思っております。</p> <p>また、子育てサロンだけではなくて、ボランティアセンターでもボラカフェという形でボランティアさんが中心に集う場があります。そこでは子育てをしているお母さんたちに来ていただいたり、お母さんたちのとの交流ができたりなど、子育てを応援するお母さんたちの相談を受ける場としても設けております。そうした活動も踏まえ、ご意見いただいた事を、今後反映していけたらいいなというふうに思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p>
玉置委員	<p>すいません、重ねてで恐縮ですけども、学習支援ボランティアとかはどうなっているんですか。</p>
オブザーバー (社会福祉協議会 福永)	<p>学習支援は今社協では行っていませんが、卒業した子どもさんに、ボラカフェでのスマホ教室で、高齢者の方にスマホを教えていただいたり、何かに協力してもらえようつないでいます。全員をつなげてはいませんが、ボラカフェではその方の持つ可能性を引き出したり、ボランティアを通してつないでいくっていう場面であると考えております。</p>
玉置委員	<p>低学力で貧困家庭で低学力でなかなか塾に行ったりするのも難しいという子どもさんたちが、学習支援を受けたりするという活動は社協の所管ではないっていうことですね。どこがやってるんですか。</p>

事務局(澤田)	<p>福祉総合相談課の澤田です。学習生活支援事業につきましては、市の事業というところで、福祉総合相談課がとりまとめてやっております。対象の方というのが、母子家庭の方であったりとか、生活保護の世帯であったりとか、あとは学校の校長先生から、少し学習がしんどかったりとか、勉強が遅れていたりとか、そういったことだけじゃなく、また生活面で、例えば家庭に問題がある世帯とか、そういった方を対象に、今市内で何か所だったかな、6か所でそれぞれ中央のブロック、東、南、西、北のブロックが2か所、計6か所で開催されています。大体年間、毎年60人から70人ぐらいの子どもさんが利用するような形で1年間を通じて事業を行っております。</p>
玉置委員	<p>重ねてで恐縮なんですが、ひきこもりの子どもさんからもっと高い年齢の方もいらっしゃるんですけども、そのひきこもり支援はどこがなさっていますか。</p>
事務局(澤田)	<p>まず39歳までのひきこもりについては子ども政策課が担当になっております。40歳を超えてきたひきこもりの相談窓口は、福祉総合相談課が担当しております。ただ、どうしてもひきこもりで相談に来られるというケースはすごく少なく、健康福祉セーフティネット等々の地域の方々からのお話を聞く中で、これも福祉総合相談課の事業なんですけれども、CSWさん、コミュニティソーシャルワーカーさんに会ったり、地区保健福祉センターがご家庭に伺いまして、お話を聞く中で必要なサービスにつなげていけるように、関係づくりをしていくというような活動をしております。</p>
玉置委員	<p>ということは、なかなかその部分が、地域でもいかかがですかね、何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>高齢者、障害者はっきりと区分けができないケースでお困りのところとか、いろいろ困難な状況のところとかあるんじゃないかなとも思うんですね。ひきこもりの問題っていうのは年齢が上がってくれば8050問題に結局なっていくって、民生委員さんがご苦労されるようになってことになるので、なるべく早いところで社会参加ができるようにという手を打っていく必要があると思うんですけど、そういうひきこもり支援とか計画で言うところに入るんですか。計画には入っていない。</p>
事務局(澤田)	<p>39歳以下というところであれば、子ども分野の次世代育成支援計画の中に入ってくると考えますが、40歳以上の引きこもり支援については、地域福祉計画では、くらしサポートセンター“あすてっぷ”の取組状況の、5ページのところの生活困窮者支援部分と同じところに入ってくるかと思います。</p>
玉置委員	<p>分かりました。時間もありますので、このくらいだと思いますけれども、誰一人取り残さないというのがSDGsの取組の一つでもござ</p>

	<p>いますので、やっぱり地域福祉計画としても誰一人取り残さないということをやっぱり考えていかなければいけない。どうしてもその制度と制度の間に落ちてしまう人たちがいて、地域福祉ですらそこから漏れているということは、避けていきたいなというふうに思う次第でございます。</p> <p>すいません、先に進めたいと思いますが、そのほか何かございますでしょうか。</p> <p>はい、じゃあまず入交委員さんお願いします。</p>
入交委員	<p>私は今市民活動センターでセンター長をさせていただいているのですが、今のお話を聞きながら、役所では制度でいろいろ分かれていると思うんですけども、地域ではそれこそそんな細かなことは一般市民は分かりませんから、困ってらっしゃる方がいたら、地域課題を解決しようという個人や団体がたくさんあるわけですね。今ほとんどおっしゃっていただいたことは、全て市民活動センターの中にその活動団体があります。それを上手に私たちはコーディネートしながら、その法のとかいろいろなところから抜け落ちてしまいそうなニッチな部分の方々を、それこそSDGsで一人残さず皆さんで共に生きるっていう形で今歩んでいますので、ちょうど市の施策とお困りごとがある方とか地域とか、それを何とかしようと思ってらっしゃるボランティア団体、そこを上手につなぎながら今動いているので、それこそ今地域福祉からは、生活困窮のところでは有明委員が言われたように、本当に生活に困ってらっしゃるところはご飯を食べることにも困るわけですよ。でも、本当にお金さえあれば買ったら済むことなのかもしれないけど、お金がなければというか、お金がなくても食べていく方法って幾つかあるわけですよ。ちゃんと自分で作ることができたらいいわけですから、子どもたちに料理を教えるとか、そういう活動をしている団体もありますし、それもサポートしているし、今年からそこへ入ろうとしていますので、それこそこういうことを上手にちゃんとつなげていかなくちゃいけないんだなって決意を新たにしたところです。</p> <p>ありがとうございます。</p>
玉置委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>長田委員お願いします。</p>
長田委員	<p>度々恐縮です。</p> <p>アンケートの6ページを見えています。いただいたときからの3の居住地と書いてございますが、これはアンケートに答えていただいた方の居住地なんですね。そう理解しているんですが、これを見まして、それぞれの課題に対しての居住地別のアンケート結果はあるんでしょうか、ないんでしょうか。</p>

	<p>なぜそんな話をするかと言いますと、先ほどからお願いしてございます、地域別の計画をぜひ近々作りましょうというところに、いかにこの貴重なデータを落とし込んでいくかということが大事なんでしょうか。今までいろいろ重要な案件、課題たくさん聞かせていただいているんですが、それをここで終わってしまったのでは何の意味もないんですね。地域に落とし込んで、地域で一つ一つ改善を図っていかんと、茨木市の発展がないんですね。だからデータをまとめるだけが申し訳ないんですけど、私たちの仕事ではないんですね。それを活かして、具体的に活動にして地域の活性化が結果的に図れるということが大事なんですね。その進捗管理をしていくっていうことが、そのお手伝いを私たちはぜひ地域でさせていただきたいというふうに思うんですね。よって、行政の皆さんにはそこまで手を差し伸べていただくことは大変なことかもしれませんが、ぜひ指導性を発揮していただきたいと念ずる次第であります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
玉置委員	<p>いかがですか、地区別のっていうのは。</p>
事務局(長野)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この報告書では全てのクロス集計のお示しはできていませんけれども、居住地についてのそれぞれの傾向を探るということは可能と考えておりますので、またこの計画を立てていく中、先ほど地区別の課題という点においても、このアンケート結果は活用できるものと思っておりますので、またよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
玉置委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ、回答数がまばらというところもありますけれども、地区別で出せます。圏域だったら何とかいけるかなというふうには見たんですけど。</p>
事務局(長野)	<p>おっしゃるとおりです。</p> <p>確かに小学校区までしぼると、回答数によりかなりデータの偏りが出てしまう可能性があります。圏域ということであれば、数も一定ありますし、活用できるものと思っております。</p>
玉置委員	<p>件数の問題とそれから答えていただいた方のプライバシーとかそういう問題もいろいろはらんでまいりますので、ちょっと大きなくくり方になるかもしれませんが。</p>
長田委員	<p>傾向でいいと思います。</p>
玉置委員	<p>そのような形でお願いしたいと思います。</p>

	<p>ほか、ございますでしょうか。</p> <p>それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3「地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の構成案について」に移りたいと思います。事務局からご説明お願いいたします。</p>
事務局（長野）	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>こちらが本日最後の議題になります。説明としてはかなり簡略化できるものと思っております。と言いますのが、次回以降この分科会、今年度は地域福祉分野でも4回程度の開催を予定しております。次の2回目のときには、計画の骨子案ということをお示ししたいと思っておりますので、今日この場で具体的に何か議論いただくというよりは、次回に向けてこうつなぎますというお話になります。</p> <p>先ほど有明委員のお話の際に少し見ていただいた、今日の資料1の裏面の次期総合保健福祉計画についてと書いているところを少し触れさせていただき、説明を進めたいと思いますが、こちらの資料につきましても、この3月に総合保健福祉審議会でお示しをして、ご意見をいただいたところです。次回骨子案を示す際には、右側にあります、理念と基本目標につきましても、改めてお示しをしたいと考えておまして、おおむねは前回審議会の中ではこの理念、基本目標でいこうと、持続可能というSDGsの観点を入れて進めていく必要があるということ、記載を加えている、あるいは改めているところがございます。基本目標6のところ、持続可能な社会保障制度を推進するというところで、今回塩見委員からもご意見をいただいているところですが、こちらの書き方につきましても、社会保障制度というところをどう考えるか、また行政ではなく市民も主体となることを考えたときにどういう表現がいいかということにつきましても、事務局でも今考えているところですので、これはまた次回、骨子案の際に各分科会にお示しをした上で、ご意見を聞きたいと思っております。</p> <p>こちらの地域福祉計画にかかるところでいきますと、ページを戻っていただいて、資料2です。地域福祉計画の第4次と社会福祉協議会地域福祉活動計画第3次の構成案についてです。こちらにつきましても、基本的に社協の地域福祉活動計画と市の地域福祉計画、一緒に創っていくということは、前回の分科会で確認をさせていただいたところですので、この点については確認となります。1点だけ、今日の議題1の中でもお話ししました、「成年後見制度利用促進計画」というものを、次期地域福祉計画の中に包含をしたいというお話になります。今、中間で見直した際に、更生保護に関する再犯防止推進計画を令和3年の中間見直しの中で位置づけていますので、今地域福祉計画の中には、再犯防止推進計画が包含されているという状況にございますが、</p>

	<p>先ほどもいろいろとご議論いただきました、権利擁護の推進の部分につきまして、成年後見制度利用促進計画と位置づけるということ、次期の計画策定では進めたいと思っていますので、こちらは根拠法令としても、成年後見制度の利用の促進に関する法律と、国が立てた計画に基づいて、市の策定は努力義務となっておりますので、この権利擁護推進というところでは、今回の計画の中で新たに包含をすることで位置づけたいということを考えております。参考に厚生労働省の資料として、資料2の次ページ、法律のイメージ図があります。詳細な説明は省きますが、国、府としても権利擁護の推進については重要な課題と捉えているところから、この計画を立てるようになっておりますので、本市の権利擁護推進につきましても、この度、次期計画の中で包含したいということについて、先に骨子案をお示しする前に報告をさせていただくものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>玉置委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回は成年後見制度利用促進計画を包含した地域福祉計画というところになってまいりますけれど、皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、全ての案件は終了ということになりますけれども、すみません、小河委員さんだけ何も、私も問いかけしてなくて、何か地域のことで何でも結構です、何かございませんでしょうか。</p>
<p>小河委員</p>	<p>今全部聞いていたんですけども、横のつながり、各団体、諸団体もありますけども、市の中でも横のつながりというのがあるんでしょうけども見えてこないということで、私もいろいろな団体の長、地域の長をさせてもらっていますけども、それで初めてこういうことがあったんだということで今分かっていますけども、各地区でいろいろ民生委員もあれば、地区の公民館もあればいろいろな団体の長が、いろいろ違うんですね。だから、全然横のつながりが無いということで、こういう地区の福祉に関しても、委員が主催になってやっていますけども、各団体に協力してもらわないとできないので、その辺の横のつながりをきっちり持たないことには、やっていけないと思うので、その辺のつながりをもう少し知ってもらおうというか、団体の長が集まって、私も地域で団体の長を集めているいろいろ話はしているんですけども、なかなか下までおらないということがありますので、そして自治会にしる加入者が少なくなってきた、そのほか入っていない人にはどういふふうに知っていただくのかとかいろいろ問題があると思いますので、その辺をきっちりしていきたいとは思っています。</p>

<p>玉置委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>地域には様々な団体がございますので、それをつなげていくのかということですが、自治連合会はもちろん、地域協議会のお力も欠かせないというふうに思います。</p> <p>それではふつつかな進行でございまして、なかなかうまくいきませんでしたけれども、ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>そのほか、事務局から何かございますでしょうか。</p>
<p>事務局(長野)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の分科会は8月下旬で考えております。また日程につきましては改めてご案内をさせていただきます。</p> <p>また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、また委員の皆様にお送りをさせていただきたいと思っております。</p> <p>これを持ちまして、会議を終わらせていただきます。皆様長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。</p>